

# 馬の飼養衛生管理基準が新しくなりました！

国内での26年ぶりとなる豚熱の発生や、近隣国で拡がっているアフリカ豚熱の侵入リスク増加等を受け、**家畜伝染病予防法が改正され、それに伴い飼養衛生管理基準等の大幅な改正が行われました。**

## 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

【R2.10.1から施行・義務づけ】

- ① 衛生管理区域に入る者にのみ、又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にのみ課せられている消毒義務を、出入りする者すべてに課すよう措置。
- ② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する制度を創設。
- ③ まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるよう措置。
- ④ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者を公表できるよう措置するとともに、国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表できるよう措置。
- ⑤ 飼養衛生管理に関する罰則を強化（遵守命令に従わなかったとき、100万円以下の罰金）。

## 新しい飼養衛生管理基準について

**飼養衛生管理基準が改正され、これまでより強化・拡充されました（全畜種）。**

取り組みの目的ごとに、下記のようにⅠ～Ⅳに体系化され、またそれぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目が分類されました。ここでは、馬について説明します。

## 馬の飼養衛生管理基準の構成

### I 家畜防疫に関する基本的事項

【項目 1～6】 人 飼養環境 家畜

} 家畜の所有者の責務  
本基準を現場で徹底するためのルール等

### II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

【項目 7～14】 人 物品 家畜

### III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

【項目 15～23】 人 物品 野生動物 飼養環境 家畜

} 具体的な防疫措置の内容

### IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

【項目 24～28】 人 物品 家畜



# 今回新設された項目

(一部を除きR2.10.1から施行)

## 【1. 馬の所有者の責務】

家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。

- 関係法令を遵守すること。
- 関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。
- 飼養衛生管理者を決め、この項の取組について確実に管理者に実施させること。
- 管理者が所有者と異なる場合にあっては、常時連絡がとれる体制を確保すること。

## 【3. 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底】

(R4.2.1 施行)

- 必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを作成すること。
- マニュアルの作成にあたっては獣医師等の専門家の意見を反映させること。
- 従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じること。
- 馬の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を、従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

農場ごとに作成するこの「マニュアル」については、  
ひな形が農林水産省ウェブサイトに掲載されました。

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

## 【4. 記録の作成および保管】

以下の事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。

- 衛生管理区域に立ち入った者※の氏名、住所（又は所属）、立入年月日、立入目的、消毒実施の有無（車両を入れる者にあっては、車両消毒の有無を含む）。

※ 不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指および靴の消毒等、病原体の持込みおよび持ち出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。

- 消毒実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させること。

## 【6. 衛生管理区域の設定】

→ 衛生管理区域の考え方を明確化した。

## 【8. 他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が飼養衛生管理区域に立ち入る際の措置】

## 【9. 衛生管理区域に立ちに入る者の手指消毒等】

- 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄および消毒をさせること。

## 【11. 他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置】

- 他の馬の飼養施設等で使用、又は使用したおそれがある物品は、原則衛生管理区域内に持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄・消毒その他の必要な措置を講じること。

## 【12. 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置】

## 【18. 厥舎外での病原体による汚染防止】

- 馬の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込まないこと。

## 【21. 衛生管理区域内の整理整頓および消毒】

- 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすこと。
- 病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材・機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒すること。

## 【24. 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等】

- 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出するものに対し手指の洗浄および消毒をさせること。

## 【26. 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等】

- 馬の排せつ物等の付着した、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄・消毒その他の必要な措置を講じること。

新しく改訂された「飼養衛生管理基準の遵守状況チェックリスト」を添付いたしますので、内容の確認及び自己点検に使っていただきますようお願いします。  
なお、来年の定期報告からはこの様式が添付されます。

～ 家畜に異状が見られたら、直ちに連絡してください～

下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所

☎ 0175（22）1254